

通告書（重要）

令和7年5月31日

自転車・バイク所有者の方へ

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-3-4 宮ビル 4 階
多湖・岩田・田村法律事務所
●●マンション管理者代理人弁護士 多 湖 章

前略 ●●マンションに放置・駐車してある自転車・バイクにつき、所有者の方は早急にお引き取り頂きますようお願い致します。

万が一、本日より3か月以内（令和7年8月31日まで）にお引き取り頂けない場合には、同期間の経過をもちまして所有権を放棄したものとみなし、廃棄処分させていただきますのでご注意ください（なお、廃棄処分にかかる一切の費用につきましても断固とした法的措置によりご請求させていただきます）。

草 々